

令和 7 年 9 月吉日

各 位

株式会社大森廻漕店

第 7 次 NACCS 更改、及び輸入申告項目の追加について

拝啓

貴社益々御清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 10 月 12 日（日）に NACCS の更改が行われます。

NACCS とは、Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System の略称で、入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続き及び関連する民間業務をオンラインで処理する統合システムです。

本システムを通じて税関への輸出入の申告・許可を受けることにより、貨物の倉庫等から搬出、船積み、ならびに皆様への運送が可能となります。

この度、NACCS 更改と共に、輸入申告についても項目追加がございますのでお知らせ致します。

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加する背景を踏まえ、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するため、令和 7 年 10 月 12 日（日）以降、全ての輸入貨物を対象に以下 3 項目の情報が輸入申告時に必要となります。

- ① 輸入許可後の貨物の「運送先の所在地・名称」
- ② 通販貨物に該当するか否か
- ③ 通販貨物に該当する場合、「プラットフォームの名称等」

【詳細】

- ① 輸入許可後の貨物の「運送先の所在地・名称」
 - ・ 運送先とは
輸入申告時点の貨物の運送契約に基づく、輸入許可後の国内運送先をいいます。
 - ・ 運送先が 2 ヶ所以上ある場合

主たる貨物（例：最も数量の多い貨物、最も価格の高い貨物等、合理的な判断基準による）の運送先 1 ヶ所を輸入申告書の共通部に記載すると共に、それ以外の運送先は、税関の所定様式に一覧として記載し提出します。

- ・ 運送先が未定の場合

輸入時点で運送先が 1 ヶ所も確定していない場合は、保管予定の倉庫が運送先となります。

例えば、弊社倉庫で保管させていただく場合は、当該倉庫が運送先となります。

- ・ 運送契約に関する書類の保管義務

運送契約に関する書類については、関税法施行令第 61 条第 1 項柱書の「仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類」に該当しますので、貨物を業として輸入する場合は、同令第 83 条第 3 項及び第 6 項の規定により、当該貨物を輸入する者に保存義務がございます（保存期間：5 年）。

② 通販貨物に該当するか否か ③通販貨物に該当する場合、「プラットフォームの名称等」

「通販貨物」とは、インターネット等を通じて通信販売により購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物のことをいいます。

輸入申告においては、(1)通販貨物／(2)フルフィルメントサービス利用貨物／(3)その他の貨物のいずれかを選択して申告する必要があります。

以上、①～③に関する情報についてのご提供を、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

敬具

参照税関 WEB サイト

<https://www.customs.go.jp/shiryo/20230707.htm>